

4月13日  
投票日



# 洞爺湖町長選挙

■問合せ 選挙管理委員会 ☎74-30000

4月13日は、任期満了に伴う洞爺湖町長選挙の投票日です。投票は町政参加への第一歩、大切な一票です。忘れずに投票しましょう。

■投票できる方

投票できる方は、洞爺湖町の

選挙人名簿に登録されている方で、投票日現在、洞爺湖町に住所がある方です。

■選挙人名簿の登録  
今回の選挙人名簿に登録されている方は、次のとおりです。

平成6年4月14日までに生ま

■投票場所及び投票時間

投票区名	投票場所	投票区の区域	投票時間
第1投票区	洞爺湖町役場	虻田5区、青葉1区・2区	午前7時 ～ 午後7時
第2投票区	虻田ふれ合いセンター	虻田1区・2区・3区・4区、清水区	
第3投票区	あぶたコミュニティセンター	虻田7区・8区、入江1区・3区、泉の一部（西山火口より本町側の区域）	
第4投票区	母と子の館	虻田6区、かつこう台区、入江4区	
第5投票区	洞爺湖文化センター	洞爺湖温泉1区～8区、泉の一部（西山火口より温泉側の区域）	
第6投票区	洞爺総合センター	洞爺第1～6、緑沢、美沢東、美沢西、曙、洞仁会（※洞爺町・旭浦地区）、財田、川東、岩屋	午前7時 ～ 午後6時
第7投票区	なるか愛郷の家	成香	
第8投票区	農業研修センターとれた	香川、大原、富丘	
第9投票区	花和集会所	花和	

れた方で、平成26年1月7日までに住民基本台帳に登録されている方。

■転入、転出、町内で移動した方

①最近転入した方

平成26年1月7日までに転入届をした方で引き続き洞爺湖町内に住所がある方は投票できます。また、1月8日以降に転入した方は、投票できません。

②最近転出した方

投票日までに転出した方は、投票ができません。ただし、4月9日から4月12日の間の転出については、期日前投票をしてから転出することができます。

③最近町内で住所を移した方

平成26年3月26日までに町内で移動した方は、新住所の投票所で投票ができます。

■投票入場券について

投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、4月4日から郵送します。もし、お手元

## 郵便投票制度について

身体に重度の障害がある方で、次に該当する方は、郵便による不在者投票ができますので、町選挙管理委員会に問合せください。

■郵便等投票対象者

障害等の区分	障害等の程度	
	身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能
心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸		1級・3級
免疫・肝臓		1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■代理記載投票

上記の郵便等投票対象者のうち、次に該当する方で、自ら投票の記載ができない方は、選挙権を有するほかの方に代理記載させることができます。

障害等の区分	障害等の程度	
	身体障害者手帳	上肢又は視覚
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

■期日前投票について

投票日当日に仕事や旅行などにより、投票所で投票できない方は、次の期間に期日前投票ができます。

●洞爺湖町役場ロビー

▼日時 4月9日（水）～4月12日（土）午前8時30分～午後8時

●洞爺総合支所会議室

▼日時 4月9日（水）～4月12日（土）午前9時～午後5時

8時～  
▼場所 洞爺湖町役場 3階  
防災研修ホール